

協 定 書

鳥取県倉吉市(以下「甲1」という)、三朝町(以下「甲2」という)、湯梨浜町(以下「甲3」という)、琴浦町(以下「甲4」という)、北栄町(以下「甲5」という)、及び鳥取中部ふるさと広域連合(以下「甲6」という)、倉吉資源リサイクル事業協同組合(以下「乙」という)、サントリー食品インターナショナル株式会社(以下「丙」という)及びサントリーホールディングス株式会社(以下「丁」という)は、甲乙丙丁が協力して行うペットボトルリサイクルの実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

本協定は、甲乙丙丁が協力して、甲において排出された使用済みペットボトルを、「ボトル to ボトルリサイクル」により安定的にペットボトルとしてリサイクルすることにより、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的とする。

第2条(連携事項)

甲乙丙丁は、次の各号について連携し協力する。

- (1) ペットボトルの水平リサイクルを実施及び維持継続するために必要な活動
- (2) ペットボトルの水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関する活動
- (3) その他、ペットボトルの水平リサイクルの推進を目的とした活動

第3条(代理)

丙は、本協定に定める乙の行為につき、丁に代理権を付与するものとし、甲は、これを承諾する。

第4条(使用済みペットボトルのリサイクル)

1. 甲は、甲において排出された使用済みペットボトルの全量を、乙に売り渡す。乙は、中間処理した上で、中間処理により得られる中間処理済みペットボトルを、乙が指定する業者に売り渡し、その業者から丙が指定するリサイクル業者(以下「本リサイクル業者」という)に売り渡すものとする。
2. 丙は、本リサイクル業者をして、前項において甲が売り渡す中間処理済みペットボトルの全量を買受けさせるよう最大限努力する
3. 丙は、本リサイクル業者をして、前項に基づき乙が指定する業者より買受けした中間処理済みペットボトルの全量を使用して、ペレット又はプリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。
4. 丙は、前項に基づき製造されたものと同量量のペレット又はプリフォームを、本リサ

イクル業者より買い受け、ペットボトルの製造に使用するものとする。

5. 丙は、前項に基づき製造されたペットボトルを、丙及び丁のグループ会社が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

第5条（リサイクル業者の再指定）

本リサイクル業者において、設備トラブル・需給変動等の要因により、中間処理済みペットボトルの受け入れが困難又は不能な場合、丙は当該受け入れ困難又は不能な中間処理済みペットボトルについて、ペットボトル用途のペレット又はプリフォームに再生することが可能なリサイクル業者を速やかに再指定するよう努める。

第6条（秘密保持）

甲乙丙丁は、本協定を通じて知り得た他の当事者の営業秘密については、他の当事者の事前の承諾なくして第三者（丙丁のグループ会社を除く）に開示・漏洩してはならず、又、本協定の目的以外のために使用してはならない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとする。ただし、期間満了6ヵ月前までに甲、乙、丙又は丁より別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（解除）

丙及び丁は、甲において排出された使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質が「ボトル to ボトルリサイクル」に適さず、本協定に基づく取引を継続することが難しいと判断した場合、本協定を解除することができる。但し、丙及び丁は、当該解除によって、甲が使用済みペットボトルの引取先を失う場合、他に引取先を確保するにあたって十分な期間を設けるよう努力するものとする。

第9条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁間で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書9通又は本電磁的記録を作成し、甲乙丙丁が記名押印又は電子署名を施した上、各自本書1通又は本電磁的記録を保有する。

2024年3月8日

甲 1 鳥取県倉吉市葵町 722 番地
倉吉市
倉吉市長 広田 一恭



甲 2 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
三朝町
三朝町長 松浦 弘幸



甲 3 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1
湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇 正道



甲 4 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2
琴浦町
琴浦町長 福本 まり子



甲 5 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1
北栄町
北栄町長 手嶋 俊樹



甲 6 鳥取県東伯郡北栄町土下 112 番地
鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 広田 一恭



乙 鳥取県倉吉市小田字日の宮3
倉吉資源リサイクル事業協同組合
理事長 春山 貞洙



丙 東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN
サントリー食品インターナショナル株式会社
常務執行役員 SBF ジャパン 生産・SCM 本部長
風間 茂明



丁 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員 サステナビリティ経営推進本部長
藤原 正明

